相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区内野町二三六三番地
三、最後の住所新潟県新潟市西区大野三〇六
番地一　被相続人　亡　前田アキノ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
事務所名古屋市中区錦一丁目二〇番二五号
広小路ＹＭＤビル七階草野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　伸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区阪南町一丁目二四番、最
後の住所大阪市阿倍野区阪南町一丁目一一番
二一〇二号　被相続人　亡　小柳　佳廣
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田
ビル三階
相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市南鈴原三丁目一七六番地、
最後の住所兵庫県伊丹市宮ノ前一丁目二番一
〇―八〇一号　被相続人　亡　仲西　光昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―3
ビル五階　春名・田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区西堀前通一番町七〇二
番地西堀一番町ビル五〇二―Ａ号
相続財産管理人　弁護士　吉田　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区千代田一丁目八番地、最後
の住所名古屋市中川区山王三丁目一五番二一
号　被相続人　亡　太田　昌徳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
事務所名古屋市中区錦一丁目二〇番二五号
広小路ＹＭＤビル七階草野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　伸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区阪南町一丁目二四番、最
後の住所大阪市阿倍野区阪南町一丁目一一番
二一〇二号　被相続人　亡　小柳　佳廣
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田
ビル三階
相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市下田中町一一五番地、最後
の住所鳥取県鳥取市的場二丁目一番地なごみ
苑　被相続人　亡　山**枡**美惠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
鳥取市片原五丁目一二七番地
相続財産管理人　米村　耕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県八束郡東出雲町大字揖屋町二〇六
五番地二六、最後の住所島根県八束郡東出雲
町大字揖屋町二六八二番地四〇
被相続人　亡　藤原　秀信
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
島根県松江市西法吉町一〇番二三号
相続財産管理人　弁護士　大野　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市松原町一二番地、最後の住
所島根県出雲市知井宮町九六三番地一　雇用
促進住宅西出雲宿舎二―一〇七
被相続人　亡　本田　英昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
島根県浜田市田町一一〇番地五
相続財産管理人　名古田　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市七城町亀尾二〇二〇番地、
最後の住所熊本県菊池市七城町亀尾二〇一二
番地一　被相続人　亡　川上　幸治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。
平成二十一年八月二十一日
事務所熊本県山鹿市大橋通二〇一岩野ビル
二Ｆ
相続財産管理人　弁護士　岡部　秀幸

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条
第二項の規定により次のとおり公告します。
一　当協会の保証社員である旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
(二)　登録番号　福岡県知事登録旅行業第五八三
号
(三)　商号　アロハウェーブインコーポレイテッ
ド
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名　アロハウェーブイン
コーポレイテッド　アメリカ合衆国ハワイ州
ホノルル市カラカウア通り二二七〇番七〇
四―二号室　代表取締役　石村　善孝
(五)　主たる営業所の所在地　福岡市中央区薬院
二丁目三番一〇号
(六)　旅行業の登録年月日　平成十五年十二月五
日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」
という。）について、平成二十一年八月五日、旅
行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初
の認証申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引
で当協会の保証社員であった期間におけるもの
によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条
の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済
業務規約の定めるところにより、その債権の額
及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名
称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権
利を有することを証するに足りる書類その他の
必要書類を添付して当協会に提出してくださ
い。なお弁済限度額は三百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の
当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序
に従って行います。
(二)　前号の受理については、最初の認証申出の
あった日から六十日を経過した日までになさ
れた認証の申出は、当該最初に認証の申出の
あった日から六十日を経過した日に受理され
たものとみなします。
平成二十一年八月二十一日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

増資完了のお知らせ

当社は、平成二十一年六月一日付で三千七
百五十万円の第三者割当増資を行い、資本金
の額が一億三千五百万円となりましたのでお
知らせいたします。
平成二十一年八月二十一日
名古屋市中区千代田四丁目二三番二号
株式会社共豊コーポレーション
代表取締役　中嶋敬一郎

第31期決算公告

平成21年8月21日
岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号
株式会社ジョイスサポート
代表取締役　小苅米淳一

貸借対照表の要旨（平成21年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	341,722
	固定資産	11,650
	資産合計	353,373
負債及び純資産の部	流動負債	216,177
	固定負債	5,843
	退職給付引当金	5,843
	株主資本	131,351
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,351
	その他利益剰余金	121,351
	（うち当期純利益）	(23,894)
	負債・純資産合計	353,373

第5期決算公告

平成21年7月29日
東京都国分寺市本町二丁目12番2号
イクス株式会社
代表取締役社長　野田　大智

貸借対照表の要旨（平成21年4月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	694,634
	固定資産	45,514
	合計	740,148
負債及び純資産の部	流動負債	437,388
	株主資本	302,759
	資本金	99,000
	資本剰余金	49,000
	資本準備金	49,000
	利益剰余金	154,759
	その他利益剰余金	154,759
	（うち当期純利益）	(77,273)
	合計	740,148